

商品類型 No.124 「ガラス製品 Version2.0」 認定基準の軽微な改定について (案)

【B. 板ガラス】

○改定の理由

複層ガラスについては、ガラス単体であっても、サッシを含めたトータルでの断熱性能評価が行われているとの認識から、旧Version1からの見直し時に、「ガラス製品 Version2」認定基準の適用範囲からは除外し、建築製品WGにて「窓サッシ」として検討した。その結果「建築製品Version2」認定基準では、気密性能を要求されることからガラスとサッシがセットとなった製品が対象とされたが、複層ガラス単体での評価はできないことが判明した。

このため、通常の板ガラスは「ガラス製品Version2」の対象であるにもかかわらず、複層ガラス単体を対象とした商品類型が存在しないという矛盾が生じており、旧 No.124 「ガラス製品Version1」で認定を受けている複層ガラスの移行先が存在していない。従って、開口部として断熱性能と機密性能の両方を評価する建築製品とは区別し、「ガラス製品Version2」の適用範囲に一材料としての複層ガラス(単体)を追加するものである。

2. 適用範囲

以下に該当する製品を対象とする(材質はソーダ石灰ガラス製に限る)。

「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」 JIS R 3202

「型板ガラス」 JIS R 3203

「網入り板ガラス及び線入り板ガラス」 JIS R 3204

「合わせガラス」 JIS R 3205

「強化ガラス」 JIS R 3206

「熱線吸収板ガラス」 JIS R 3208

「熱線反射ガラス」 JIS R 3221

「鏡材」 JIS R 3220

「倍強度ガラス」 JIS R 3222

「複層ガラス」 JIS R 3209

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、ガラスカレット利用率が 10%以上(重量割合)であること。ただし、熱線反射ガラスおよび複層ガラスは本項目を適用しない。

【証明方法】

ガラスカレット利用率を付属証明書に記入し、提出すること。

(3) 複層ガラスは、熱貫流率が $2.70\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下、または熱貫流抵抗値は $0.37\text{ m}^2\cdot\text{K}/\text{W}$ 以上であること。

【証明方法】

熱貫流率または熱貫流抵抗値を付属証明書に記載すること。試験方法および計算方法は、JIS R 3107 または JIS A 1420 によること。

5. 商品区分、表示など

(2) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの表示を矩形枠で囲んだものとし、「ガラスのリサイクル〇〇%」または「ガラスのリサイクル〇〇%以上」とする。なお、〇〇%は、申込製品のガラスカレット利用率（小数点以下切り捨て）を挿入するものとする。上記5.(1)の同一商品区分内でガラスカレット利用率が異なる場合には、同一商品区分の最低値を記載すること。また、「〇〇%以上」を選択する場合には、4-1.(1)項のガラスカレット利用率〔基準値〕を挿入することも可とする。熱線反射ガラスの場合は、「熱線反射ガラス」と記載するものとする。

複層ガラスの場合は、左揃えの二段表示を矩形枠で囲んだものとし、1段目に「複層ガラス」、2段目に「熱貫流率〇W/(m²・K)」または「熱貫流率〇W/(m²・K)以下」と記載する。〇W/(m²・K)は、申込製品の熱貫流率を挿入するものとする。また、「〇W/(m²・K)以下」を選択する場合には、「窓等の断熱性能に係る情報提供に関するガイドライン（平成19年12月28日経済産業省）」の表示区分に基づき、「 $2.33\text{ W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下」あるいは「 $2.70\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下」を挿入することも可とする。

エコマーク商品類型No.124「ガラス製品Version1」の認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

以下に例を示す。



(株) ××××
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第〇〇〇〇〇〇〇〇号 (同上)